

北九州市上下水道局給水装置等工事資金融資制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市上下水道局給水装置等工事資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(金融機関)

第2条 要綱第3条により指定する金融機関は、株式会社 西日本シティ銀行とする。

(融資対象工事の範囲)

第3条 要綱第5条に規定する融資の対象となる工事の範囲は、次のとおりとする。

(1) 同条第1号の工事

ア 赤水、不出水若しくは漏水の原因となっている給水装置を布設替えし、又は更生する工事

イ 赤水又は出水不良のため、分岐箇所を変更する工事

ウ 給水装置を整理統合する工事

(2) 同条第2号の工事

地下1階及び地下2階までの建物に係る工事

(3) 同条第3号の工事

ア 受水槽以下の設備（以下「設備」という。）を新設する工事（既設の設備から給水を受けるため、施設分担金等を負担する場合を含む。）

イ 設備の老朽化により、改良する工事

ウ 設備を拡張する工事

(4) 同条第4号の工事

私道又は公道に30メートル以上にわたり給水装置を新設する工事

(5) 同条第5号の工事

ア 給水装置を新たに設置する工事

イ 設備、井戸水配管等から給水装置に切り替える工事

(融資申込額の端数処理)

第4条 融資申込額に1万円未満の端数があるときは、端数は切り捨てるものとする。

(提出書類)

第5条 要綱第11条に定める融資申込書は、第1号様式のとおりとする。

2 要綱第11条に定める必要書類は、次のとおりとする。ただし、要綱第5条第3号に規定する工事に係る場合にあっては、第2号から第4号までの書類とする。

(1) 給水装置工事申込書の写し 1部

(2) 設計書及び見積書の写し 1部

(3) 要綱第8条に定める申込者（以下「申込者」という。）及び連帯保証人の給与証明書又は所得額証明書 各1部

(4) その他局長が必要と認める書類

1 部

(共有施設に係る融資の申込み)

第6条 共有施設総代人融資において、共有者は、共同して共有施設工事融資資金連帯債務保証誓約書(第2号様式)を作成し、これを融資申込書に添付して申し込まなければならない。

2 共有施設個人融資において、申込者は、当該工事に係る他の申込者と共同して共有施設工事融資個人別負担額明細書(第3号様式)を作成し、これを融資申込書に添付して申し込まなければならない。

3 共有施設総代人融資又は共有施設個人融資を受ける場合において、要綱第5条第1号又は第5号の工事に係る融資を同時に受けようとする者は、次の方法によらなければならない。

(1) 共有施設総代人融資の場合にあつては、当該工事の融資申込書を併せて上下水道局長(以下「局長」という。)に提出しなければならない。

(2) 共有施設個人融資の場合にあつては、共有施設に係る融資申込額に当該工事の融資申込額を加算した額を記載した融資申込書を局長に提出しなければならない。

4 前項の規定による融資において、融資申込額の合計額は、申込者1人につき50万円を限度とする。

(総代人の責務)

第7条 総代人は、融資の申込み及び融資金の償還に当たっては、共有者である借受人を代表してこれを行わなければならない。

2 総代人は、共有者である借受人が要綱第15条第1号又は第2号に該当する場合は、直ちに局長に届け出なければならない。

(融資の決定)

第8条 局長は融資の申込みがあつたときは、現地調査及び書類審査を行い、要綱第5条及び第7条の規定に適合すると認めたときは、第5条第1項に規定する融資申込書を金融機関に送付し、適合しないと認めたときは、その旨を申込者に通知するものとする。

2 金融機関は、前項の規定により融資申込書の送付を受けたときは、速やかに必要な調査を行い、融資の可否を決定し、その旨を局長に報告しなければならない。

(しゅん工届)

第9条 設備の工事に係る融資を受ける者は、当該工事が完了したときは、直ちに給水装置工事に準じ、しゅん工届兼検査願を局長に提出し、局長の検査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、既設の設備を利用するため施設分担金等を負担した者は、その領収書に分担金等の根拠規約を添えて局長に提出することにより、しゅん工届兼検査願を提出したものとみなす。

(検査完了通知)

第 10 条 局長は、給水装置又は設備の工事の検査が完了したときは、給水装置工事等しゅん工検査完了通知書（第 4 号様式。以下「検査完了通知書」という。）を申込者に交付する。

(借受手続)

第 11 条 申込者は、局長から検査完了通知書の交付を受けたときは、速やかにこれを金融機関に提出し、融資に必要な手続きを行うものとする。

(償還額)

第 12 条 融資金の償還期間及び毎月の元利均等償還額は、金融機関と申込者が協議し決定する。

付 則

(施行期日)

この要領は、昭和 54 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、昭和 59 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に改正前の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度実施要領により融資を受けている者は、改正後の北九州市水道局給水装置等工事資金融資制度実施要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。